

患者さんの権利

当病院は患者さんの権利をまとめたリスボン宣言（1981）の精神に基づき、患者さんに次のような権利があることを宣言いたします。

1 個人として常に人格を尊重される権利

個人の人格や価値観などが尊重され、医療従事者との相互協力関係のもとで医療を受けることができます。

2 良質な医療を平等に受ける権利

社会的身分、人権、民族、信条、性別、障害の有無にかかわらず、良質な医療を平等に受けることができます。

3 十分な説明を受ける権利

患者さんとの良好なコミュニケーションを大切にします。医療についてはわかりやすい言葉や方法で患者さんが理解できるまで説明し、十分納得を得られるよう努めます。

4 自分が受ける医療に参加し、自ら決定する権利

患者さんは自覚症状など治療に関わるご自分の情報をできる限り正確に伝えてください。その上で医療従事者から十分な説明と情報提供を受け、自分の意思で治療方法を決定する権利があります。してほしくない医療を拒むことや他の医療機関を選択し、転退院することができます。また、セカンドオピニオン（他の医療機関の意見）を聞きたい場合は、それを要求する権利があります。

5 自分が受けている医療について知る権利

自分の受けている医療について、わからないことがあれば、医療従事者に質問してください。また、診療情報についても「診療情報提供に関する指針」に基づき開示いたします。

6 個人のプライバシーが守られる権利

診療の過程で得られた患者さんの個人情報の秘密保持や患者さんのプライバシーの保護について、厳正に取り扱っていきます。

患者さんへのお願い

以上のような患者さんの権利を保障するために、次のことをお願いいたします。

ご自身の体調に関する正しい情報を提供してください。

他の患者さんの診療に支障を与えないようご配慮ください。

通常の社会生活にない制約を受ける場合がありますのでご理解ください。